（国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第九号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

附　則

この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○農林水産省令第二十二号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、及び森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項第三号の規定に基づき、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第十六号中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第八号」に、「一般電気事業、同項第三号」を「一般送配電事業又は同項第十号」に、「卸電気事業又は同項第五号に規定する特定電気事業」を「送電事業」に、「同項第十六号」を「同項第十八号」に改め、同条第十七号中「第十五号」を「第十三号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の森林法施行規則第五条第十六号に該当するものに関する事業（この省令による改正後の森林法施行規則第五条第十六号に該当するものに関するものを除く。）を行っている者は、当該事業について森林法第十条の二第一項の許可を受けたものとみなす。

○農林水産省令第二十三号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、行政不服審査法の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

行政不服審査法の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（土地改良法施行規則の一部改正）

第一条　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

（映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等）

第十七条　令第三条の二、第七十二条の五及び第七十二条の六において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号。以下「準用行政不服審査法施行令」という。）第八条（準用行政不服審査法施行令第十八条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第九条第三項、第九十八条第七項及び第九十九条第九項（これらの規定を法の他の規定において準用する場合を含む。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「準用行政不服審査法」という。）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（準用行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいい、法第九十八条第三項（法第百十一条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の異議の申出にあつては、異議の申出人及び準用行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人とする。以下この条並びに第十七条の四第一号及び第二号において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて審理員（準用行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員をいい、法第九十八条第三項の異議の申出にあつては、当該申出を受けた農業委員会又は関係農業委員会とする。第十七条の四各号において同じ。）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

第十七条の次に次の三条を加える。

（手数料の納付）

第十七条の二　準用行政不服審査法施行令第十二条第二項第三号の農林水産省令で定める方法は、同号に規定する交付の求めにより得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、審査庁（準用行政不服審査法第九条第一項に規定する審査庁をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる方法により納付させることが適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方法を指定することができる。

一　審査庁が指定する書面に収入印紙を貼つて納付する方法

二　準用行政不服審査法施行令第十二条第二項第一号の規定による公示をした審査庁にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法

三　準用行政不服審査法施行令第十二条第二項第二号の規定による公示をした審査庁にあつては、当該審査庁の事務所（当該公示に係るものに限る。）において現金で納付する方法

2　前項の規定にかかわらず、審査庁は、同項本文に規定する方法によることができないときは、準用行政不服審査法施行令第十二条第二項第三号に規定する方法として、前項各号に掲げる方法を指定することができる。

（送付に要する費用の納付方法）

第十七条の三　準用行政不服審査法施行令第十四条第一項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　郵便切手又は農林水産大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法

二　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して準用行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付の求めをした場合において、当該求めにより得られた納付情報により納付する方法

（審理員意見書の提出）

第十七条の四　準用行政不服審査法施行令第十六条の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるもの（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含み、事件記録（準用行政不服審査法第四十一条第三項に規定する事件記録をいう。）に該当するものを除く。）とする。

一　審理関係人その他の関係人から審理員に対して行われた準用行政不服審査法第十三条第一項の許可の申請その他の通知

二　審理員が審理関係人その他の関係人に対して行つた準用行政不服審査法第十三条第一項の許可その他の通知

三　その他審理員が必要と認める書類

第四十三条の三の次に次の一条を加える。

（異議の申出に係る規定の準用）

第四十三条の三の二　令第四十八条の四の二の異議の申出には、第十七条から第十七条の四までの規定を準用する。